



公安委員会指定自動車教習所による

安全運転『企業社員様向け』講習のご案内

企業講習革命

『事故』による損失を ご存じですか？

今、「安全運転講習」を実施される
企業様が増えています。

なぜ？

安全運転を教習実践している指導員が企業の社員スタッフ教育をお手伝いさせていただきます。

自動車事故と企業の損失

- ⚠ 人的損害
- ⚠ 物的損害
- ⚠ 経費の増大
- ⚠ 企業イメージの低下



企業価値の向上

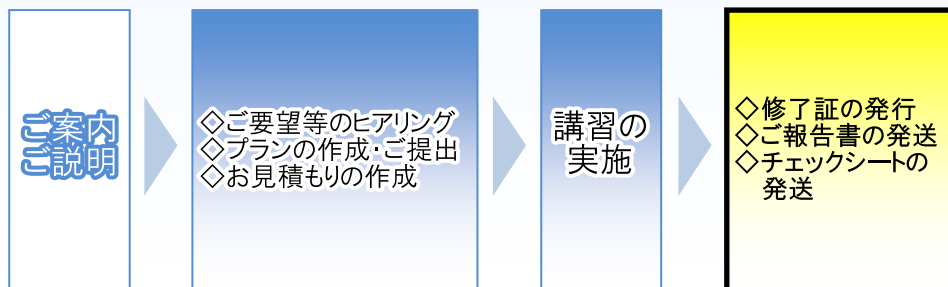
- ↑ 社会的信頼
- ↑ 時間的コストの削減
- ↑ 事故にかかる費用の削減



昨今の社会環境下では万が一の社員様による交通事故の発生は「不適切な管理」として企業責任が追及される傾向が顕著となっています。また、上記のような損失のように計り知れないリスクを伴います。企業は今、リスクマネジメントを回避する「安全運転研修」の実施が求められ、実績とともに講習を実施する企業様が増えています。

企業様講習の実施実績も多数で安心です。

〔講習実施までの流れ〕



● 裏面もご覧下さい。
様々なニーズにお応えする
充実プラン
● をご用意しております。



公安委員会指定自動車教習所（公認）

Kanagawa Driving School

KDS

南区・中区・磯子区の教習所

神奈川ドライビングスクール

TEL. 045-261-1141 <http://www.kds.gr.jp/kds/>

〒232-0033 横浜市南区中村町5-312

まずはお気軽に
お問い合わせ下さい。



安全運転管理者の義務

道路交通法において、会社の経営者は車両使用の責任者において、「安全運転管理者」を行政側に選任し、安全運転管理者の業務と責任を認識させる必要があります。

自動車の使用に対して、安全運転を履行、確保する為、下記のように義務と責任が定められています。

(道路交通法第74条)

1. 車両の使用者は運転者をはじめ、その運行の管理者に道路交通法の安全運転に関する事項を遵守させるよう努める。
2. 運転者に道路交通法等の駐車・停車に関する事項を遵守させるとともに、使用車両の駐車場を確保するなど、車両の適正な使用の為に必要な措置を講ずるよう努める。
3. 運転者に積載物をして運転するに当たっては、道路交通法等の積載に関する事項（積載量）を遵守させるように努める。
4. 緊急自動車等の使用者は、当該自動車の運転者に対し、当該自動車の安全な運転を確保する為に**必要な教育**を行うよう努めること。

道路交通法で定められた安全運転管理者の業務

安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保する為に必要当該使用車の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育、その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務は除く。道路交通法第75条の2の2の第1項）で道路交通法施行規則第13条の10（安全運転管理者の業務）が定めるものを行わなければならない。

前項の交通安全教育は、道路交通法第108条の28第1項の交通安全教育方針に従って行わなければならない。

□民事関係：民法上の責任 → 賠償責任 □刑事関係：刑法上の責任 → 懲役・罰金等の刑罰

□行政関係：交通法規による処分 → 運転者の所持免許証の取り消しや運転停止



- ① 教習所の無料送迎バスが使えます!!
- ② 横浜の狭小・路上駐車・交通量・山坂での運転練習で講習効果がUP!!
- ③ 請求書対応OK!!
- ④ 予算や講習内容とごとん相談!! 納得の内容で講習を実施致します!!
- ⑤ 『講習修了証』と『講習チェックシート』をご担当者様へご提出させていただきます!!

ニーズ別 選べる講習メニュー

ご希望に応じてコースが選べます。オーダーメイド（予算・内容）でプランもお作りします。お気軽にご相談ください。

3時間コース	3時間	安全運転の再確認・基本的な運転技術や方法の確認
6時間コース	6時間	安全運転の再確認・基本的な運転技術や方法レクチャー
新入社員・内定者コース	1日	安全運転の再確認・安全運転と責任
技術向上プログラムコース	1日	事故を起こさない意識と技術の確認・習得
安全運転リーダー養成コース	1日	企業内の安全運転リーダー指導要領・ポイントの習得
オーダーメイドコース	ご希望に応じて	お客様のご要望（予算・時間・場所）に応じたプログラムを作成。



二輪車講習も実施中です。プラン等ご相談ください。



【お問合わせの多いQ&A】

Q1. 本当に効果があるの？



公安委員会から「指導員」としての資格を得た教習指導員が当校独自の教育プログラムを伝授します。修了後企業担当者様からは、「運転が変わった」「社員の意識が変わって事故が減った」等の嬉しいお言葉を頂いております。

市大病院そばにあります。



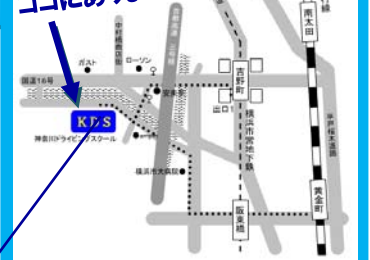
Q2. 予算と内容は相談可能？



もちろん可能です。短い時間での絞った講習を定期的にも実施いただいてくれる企業様も多数ございます。予算の範囲内で実施可能な内容、「営業車やお客様の車を運転する機会があり、こすってしまう」等技術向上をメインとした内容での実施も可能です。



ココにあります



横浜市営地下鉄「吉野町」駅から徒歩7分